

新潟市急患診療センター診断書手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市急患診療センター診断書手数料の徴収を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務を行う施設の名称及び場所

新潟市急患診療センター

新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 1 1 号 新潟市総合保健医療センター 1 階

2 徴収事務受託者

一般社団法人 新潟市医師会

代表者 会長 浦野 正美

新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 1 1 号 新潟市総合保健医療センター 5 階